

暮らしと自治 くまもと

2021年6月号

第176号(通巻239号)

NPO法人 くまもと地域自治体研究所
 熊本県中央区神水1-30-7 コモン神水
 TEL & FAX 096-383-3531
<http://k-jitiken.blogspot.com/>
 メール : km-tjk@topaz.ocn.ne.jp

コロナ禍で問われる生活保護制度の課題

弁護士 阿部 広美

1 はじめに

日本国憲法25条1項は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と定め、生存権を保障しています。そして、生活保護法（以下「法」と言います。）は、まさに国民が国に対して健康で文化的な最低限度の生活を求めるための、憲法25条を具体化した法律そのものです。

つまり、生活保護制度は、生存権保障にとって不可欠の制度であり、生活保護を受けることは国民の権利です。

ところが、生活保護制度には誤解が多く、また日本では生活保護に対するスティグマ（負の烙印）が根強いため、その補足率（生活保護を受けられる生活状況の人が実際に生活保護をどれくらい受けているかという割合）は20%程度だと言われています。

しかし、コロナ禍において多くの方が生活の糧を失う若しくは失いかけている状況において、生活保護制度の重要性はより高まっています。

そこで、本稿においては、生活保護制度について正しい知識や、制度の課題などについてもお伝えできればと思います。



☆もくじ☆

コロナ禍で問われる生活保護制度の課題	阿部広美	1
災害と財政調整基金のあり方について考える	戸田 敏	4
私たちの税金の使われ方を検証 桜町・花畠ウォッチング	正岡やよい	6
読者のひろば（益田牧子・牟田喜雄・中山清隆）		7
短信・注目のイベント・総会変更のお知らせ・編集後記		8

2 生活保護受給の要件

生活保護を受けられる要件は、法4条1項に「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定められているとおり、資産や能力を活用しても生活に困窮するということだけです。

この点、上記の「その他あらゆるもの」とは、例えば年金受給権のように、現実には資産となっていないが、保護を受けようとする人本人が努力（手続き等）することによって容易に資産となり得るものを感じています。

ここで大きな誤解があり、働くことが出来るというだけで生活保護は受けられないとか、不動産や自動車などを持っている場合には生活保護を受けられないと思われている方も多いと思います。

実際に、福祉事務所の窓口で、「働けるのだから保護は受けられません」とか、「不動産をお持ちだから保護は受けられません」、「自動車を処分しないと保護は受けられません」という説明がなされることがありますが正しくありません。

生活保護は、現に生活に困窮し、最低生活費を下回る収入しかなく、すぐに換金できる資産が一定程度以下（概ね1ヶ月の最低生活費の半額）であれば、たとえ能力的には働くことができても、仕事がなかなか見つからないという場合には受給

できますし、不動産や自動車を保有していても受給することが出来ます。

ただ、保護を受け始めた後に、換金すべき資産がある場合にはその処分が指導され、処分後に換金額から自立更生費（保護を受けている世帯の自立の助長に役立つとされる費用）を控除した金額を返納することとなります。

また、不動産については、居住の用に供するものは処分価値が大きい場合を除いて保有が認められるなどの運用が行われていますし、後述するように自動車の保有が認められる場合もあります。

この他に、生活保護を受給している人は働いていないと誤解している方もいますが、働いて収入はあるがそれだけでは最低生活費に不足する場合は、差額分の生活保護を受けることができます。実際に、生活保護世帯の約15%は就労していると言われています。生活保護世帯の多くが年金額の少ない高齢世帯であることを考慮すれば、働く世代の受給者の多くが働いていることになります。

3 扶養照会制度の取扱の変更

法4条2項は、「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」と規定し、同条1項に定める「保護の要件」とは明らかに違う位置づけの規定になっています。

この規定の意味は、保護が必要な人（収入が最低生活費を下回る人）が実際に親族からの扶養を受けた場合には、保護費をその分減額するというもので、親族の扶養がなければ保護が受けられないということではありません。

この点、生活保護を申請すると、福祉事務所では、申請者の扶養親族（原則として夫婦または未成熟子についての親など生活保持義務がある者、その他の親族は特別に扶養が期待できる場合のみ）に対して、申請者に対して（経済的、精神的）援助が可能か否かを問い合わせる「扶養照会」を行う取扱となっており、自分の居場所を知られたくない、自分が生活困窮に陥っていることを知られたくない、親族に迷惑をかけたくないなどの理由で生活保護の申請をためらう方も多くおられます。

そのため「扶養照会」については、以前からも批判が大きかったのですが、コロナ禍の中で生活保護制度の重要性が高まる中で、厚生労働省も社会の批判を受け、扶養照会制度の運用改正を行いました。

従前より、①例えば生活保護を受けている方や

長期入院患者、未成年者や70歳以上の高齢者など、②例えば夫からのDV（家庭内暴力）で逃げていたり、親からの虐待を受けていたなどの事情があるなど、当該扶養義務者に対して扶養を求めることにより明らかに保護を受けようとする人の自立を阻害することになる場合、または、③20年間音信不通であるなど保護を受けようとする人の生活歴から特別な事情があり明らかに扶養ができない場合には、「扶養照会」を行わない扱いとなっていましたが、令和3年2月26日付の厚生労働省社会・援護局保護課からの事務連絡により、③の「20年間音信不通である」という例示部分が、「例えば、当該扶養義務者に借金を重ねている、当該扶養義務者と相続をめぐり対立している等の事情がある、縁が切られているなどの著しい関係不良の場合等が想定される。なお、当該扶養義務者と一定期間（例えば10年程度）音信不通であるなど交流が断絶していると判断される場合は、著しい関係不良とみなしてよい」と改められ、扶養照会が行われない範囲が拡充されています。

それでもまだ扶養照会という制度に課題があることには変わりなく、保護を申請した人の承諾がなければ扶養照会はそもそも実施しないなど、制度の改正が必要です。

4 生活保護を受けることによる制約

生活保護を受けた場合には、何らかの収入があった場合には、毎月福祉事務所から送られる収入申告書に記載して届けることが必要で、収入分は保護費から減額されます。

ですが、収入の種類によっては収入分が必ず保護費から減額されるわけではなく、世帯の自立助長に必要な費用を自立更生費として控除できる場合があります。

福祉事務所では、自立更生費の申告ができることを教えてくれない場合もあるので注意が必要です。

収入の申告をしないと不正受給として全額に相当する保護費の返還を求められることがあります。例えば一度申告を忘れていたというだけで不正受給とみなされるという扱いは誤りです。

不正受給には保護を受けている人が故意に収入を隠そうとしたり、福祉事務所の調査に応じないなど一定の要件が必要ですので、簡単に不正受給になることはありません。

疑問を感じた場合は、すぐに弁護士や生活保護受給者を支援している団体などに相談して下さい。

また、生活保護を受けると自動車を処分しなけ

ればならないと思っておられる方も多いと思いま
す。

ですが、熊本県内には自動車なしで生活するこ
とがとてもできない場所もあり、また、通勤や通
学、通院等のために、自動車をどうしても必要と
する場合もあります。

生活保護の運用上では、通勤用の自動車につい
て、以下の場合には勤務により得られる収入が自
動車の維持費用を大きく上回るなどの要件の下で、
必要最小限の範囲で保有が認められています。

- ① 障がい者が自動車により通勤する場合
- ② 公共交通機関の利用が著しく困難な地域に
居住する者等が自動車により通勤する場合
- ③ 公共交通機関の利用が著しく困難な地域に
ある勤務先に自動車により通勤する場合
- ④ 深夜勤務等の業務に従事している者が自動
車により通勤する場合

また、生活保護の開始時点では失業していても、
6ヶ月以内に仕事を始めることが確実と見込まれ
る場合などには、上記の要件に準じて自動車の保
有が認められる場合もあり、求職活動に自動車を
使用することも許可されます。

この他にも、①障がい（児）者が通院、通所及
び通学（通院等）のために自動車を必要とする場
合、または、②公共交通機関の利用が著しく困難
な地域に居住する者が通院等のために自動車を必
要とする場合にも、一定の要件の下で自動車の保
有が認められています。

ただ、福祉事務所ではそのような運用基準を理
解せずに、一律に自動車の保有を認めない扱いが
なされることがありますので注意が必要です。

5 生活保護制度の課題

生活保護の実際上の運用は、法律よりも厚生労
働省の局長通知や課長通知という行政文書（通知
や通達、事務連絡）により行われています。

したがって、その運用基準が一般にはとても分
かりづらく、福祉事務所に言われたことがたとえ
誤りであっても、それを信じている人が多いと思
います。

保護の申請時点でも、福祉事務所では申請を
「相談」として扱い、「家があるから」「自動車
があるから」などと言ってなかなか申請をさせて
くれません。

このような扱いは違法であり、「水際作戦」と
揶揄され批判されてきましたが、適切な相談機関
につながり、適正な扱いを受けられる人はほんの
わずかで、多くの方が泣き寝入りしているのが現

状です。

先程述べたように、生活保護制度には扶養照会
や自動車の保有など多くの課題があります。他に
も、例えば生活保護世帯の子どもが大学に進学す
る場合には、保護世帯から分離され、自らの生活
費と就学費用を奨学金などを利用して用意しなけ
ればならず、努力して大学を卒業し、就職すれば
親などへの扶養を求められることになります。

このような状況は、「子どもの現在及び将来が
その生まれ育った環境によって左右されることの
ないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育
成され、及びその教育の機会均等が保障され、子
ども一人一人が夢や希望を持つことができるよう
にする」という子どもの貧困対策の推進に関する
法律の目的とも矛盾しています。

生活保護の目的は最低生活保障だけではなく、
世帯の「自立の助長」（法1条）ですが、そのこ
とを理解している人は多くはないと思います。

コロナ禍において生活保護制度にスポットライ
トが当たるようになりましたが、これを機に生活
保護への理解がすすむことを希望します。

6 おわりに

以上、生活保護制度について述べてきましたが、
生活保護の注意点はこの他にもたくさんあり、そ
の全てを網羅することはできません。

そこで、私たちのような専門家（弁護士や司法
書士など）で構成する生活保護支援九州・沖縄ネット
ワーク（電話番号097-534-7260平日午後1時か
ら午後5時まで）では、相談者の近隣の専門家が
生活保護に関する様々なご相談を受けたり、場合
によっては福祉事務所に同行して生活保護の申請
を行ったり、不服申立を代理したりといった活動
を行っています。原則として費用はかかりません。

福祉事務所の対応が正しいとは限りませんので、
困ったときには是非上記窓口にご相談下さい。



災害と財政調整基金のあり方について考える

理事 戸田 敏

3月2日付けの熊日新聞に「県内45市町村・財政調整基金89億円減」の記事があった。コロナや豪雨災害の直撃で、2020年度の財政調整基金の見通しが市町村合計で89億円減少するというものであった。

そもそも財政調整基金は、災害など緊急時の支出に対応したり、年度間の歳入・歳出の不均衡を調整したりする役割があり、コロナと豪雨という二つの災害に見舞われた県内市町村で財調が減少するのは当然と言わねばならない。ここで問われるのが、市町村の財政調整基金からの支出が、災害に相応しく支出されたか、あるいは、市町村の財政調整基金がこのような災害に備えて十分に蓄えられていたかである。

災害に関する市町村の大きな役割

コロナ感染者の分布は不均等であり、国・県の責任もあるが、基礎自治体としての市町村が大きな役割を果たさねばならないことは当然である。当該地域の公衆衛生、医療、福祉、教育、経済活動全体をコントロールしているのは基本的には市町村であり、災害時の対応だけでなく、その後のケア、生活や営業の再開を支える事後対応が重要になる。どんな災害でも、社会的弱者ほど被害は深刻であると言われる。

財政調整基金の多少で生まれる施策の差

コロナ対策への財政調整基金からの支出について、熊日の記事によれば、熊本市「コロナ対策の財源4億円」、玉名市「コロナの事業支援などに2億3千万円」などとなっている。この金額から次のような計算が成り立つ。決算カードから2019年の人口は、熊本市が73万4,105人、玉名市が6万6,627人となっているから、コロナ対策への財政調整基金からの支出は、住民一人当たりにすれば、熊本市は545円、玉名市は3,452円となる。熊本市も玉名市とともにクラスターが発生したが、玉名市はコロナ支援で財政調整基金から一人当たり熊本市の6倍の支出をしたということになる。

財政調整基金のあり方様々

財務省は、「財政調整基金のあるべき水準」を問う自治体へのアンケート調査を行い、80%以上の自治体が「20%以下」と回答したと報告してい

る。20%が財務省の目安だということである。

筆者は、財政調整基金のあり様を見るために、県下の市町村の決算カードから「市町村別財政調整基金の標準財政規模比」という表を作つてみた。これを見れば、市町村別財政調整基金の標準財政規模比は、県平均で2009年度の15.4%から、2019年度の19.7%へ高まっており、20%以下の自治体の数は、22から11に減つてている。さらに、2019年度の市町村別財政調整基金の標準財政規模に対する比率は、高い順に、あさぎり町（89.1%）、和水町（71.3%）、西原村（68.8%）、産山村（66.9%）、相良村（56.5%）、宇城市（55.8%）、高森町（53.5%）、球磨村（51.1%）、嘉島町（50.6%）、氷川町（50.0%）と、50%以上が10市町村ある。

これだけ見れば、市町村の貯金が増えてよかつたということになるが、このように苦労して蓄えた財政調整基金の標準財政規模に対する比率の高い市町村に対し、財務省は、地方交付税の減額を考えているとも言われている。

その上、中身をよく見れば問題も見えてくる。財政調整基金の標準財政規模に対する比率で、10年前よりも悪化させ、10%を切り0%へと近づいている市が県下に四つある。人吉市は7.3%から5.6%悪化させて1.7%へ、熊本市は7.8%から5.7%悪化させて2.1%へ、水俣市は19.0%から12.2%悪化させて6.8%へ、八代市は10.7%から3.5%悪化させて7.2%へ、いずれも10年前より比率を悪化させている。財政調整基金を食いつぶしつつある自治体も生まれてきているということである。

財政調整基金を増やしたにせよ、減らしたにせよ、自治体間の格差が生じていることに気づかされる。

財政運営にもっと関心を

災害時の支出も、財政調整基金が少なければそこから出すことはできない。財政調整基金は多ければ多いほど良いというものではない。大型ハコモノへの投資の連続で、いつも財政赤字で財政調整基金に回す金がないのも困ったものである。住民にとって必要な支出を減らして無理に積み立てるのは本末転倒である。しかしいざという時の備えも必要である。

こう見れば、市町村の財政調整基金の多い・少

ない、増加・減少は、その自治体の政治姿勢の表れとも言える。財政運営や、財政調整基金のあり

方について、日ごろからの住民の監視の目が必要である。

市町村別財政調整基金の標準財政規模比の変化

(金額は単位:千円)

市町村	2009(平成21)年度				2019(令和1)年度				比率の増減
	財政調整基金	標準財政規模	比率(%)	比率の順位	財政調整基金	標準財政規模	比率(%)	比率の順位	
熊本市	11,174,736	142,483,070	7.8	44	4,096,134	192,806,403	2.1	44	▲ 5.7
八代市	3,507,556	32,926,571	10.7	39	2,351,070	32,751,154	7.2	42	▲ 3.5
人吉市	652,323	8,933,052	7.3	45	147,072	8,841,662	1.7	45	▲ 5.6
荒尾市	1,955,001	11,283,997	17.3	30	3,756,510	11,743,568	32.0	25	14.7
水俣市	1,494,584	7,860,671	19.0	26	549,769	8,060,000	6.8	43	▲ 12.2
玉名市	2,234,681	17,420,404	12.8	37	5,256,782	17,851,844	29.4	26	16.6
山鹿市	3,523,974	17,489,969	20.1	22	6,676,697	16,655,935	40.1	17	19.9
菊池市	4,611,082	14,610,719	31.6	9	5,396,000	14,713,901	36.7	20	5.1
宇土市	1,160,753	8,164,681	14.2	32	3,220,301	8,593,129	37.5	19	23.3
上天草市	875,847	11,099,784	7.9	43	3,334,330	10,074,627	33.1	24	25.2
宇城市	1,954,335	17,597,377	11.1	38	9,456,629	16,946,982	55.8	6	44.7
阿蘇市	1,304,811	9,426,786	13.8	34	1,547,247	9,506,340	16.3	37	2.4
天草市	9,001,325	33,747,672	26.7	13	8,900,491	31,300,184	28.4	27	1.8
合志市	2,015,384	10,660,533	18.9	27	3,577,933	13,042,107	27.4	30	8.5
美里町	1,018,563	4,434,735	23.0	16	1,799,396	4,207,975	42.8	15	19.8
玉東町	524,805	1,956,640	26.8	12	366,046	1,878,098	19.5	35	▲ 7.3
南関町	705,036	3,195,737	22.1	17	790,757	3,349,344	23.6	31	1.5
長洲町	354,586	4,248,215	8.3	42	575,070	4,169,535	13.8	41	5.4
和水町	916,995	4,503,798	20.4	21	2,996,594	4,205,316	71.3	2	50.9
大津町	659,276	6,861,876	9.6	40	2,778,828	7,990,393	34.8	23	25.2
菊陽町	1,483,379	7,568,358	19.6	25	1,906,621	8,646,747	22.1	33	2.5
南小国町	425,039	2,317,296	18.3	28	884,607	2,206,510	40.1	18	21.7
小国町	699,857	3,367,085	20.8	20	583,367	3,206,432	18.2	36	▲ 2.6
産山村	516,807	1,236,858	41.8	6	733,627	1,096,294	66.9	4	25.1
高森町	607,589	2,852,366	21.3	19	1,504,746	2,811,268	53.5	7	32.2
西原村	756,184	2,315,184	32.7	8	1,943,335	2,822,783	68.8	3	36.2
南阿蘇村	657,171	4,979,300	13.2	35	1,389,516	5,031,737	27.6	28	14.4
御船町	1,167,725	4,310,388	27.1	11	800,572	4,803,276	16.7	38	▲ 10.4
嘉島町	1,092,764	2,320,045	47.1	3	1,375,417	2,718,329	50.6	9	3.5
益城町	908,534	6,522,058	13.9	33	1,119,458	7,324,602	15.3	40	1.4
甲佐町	1,106,484	3,304,957	33.5	7	1,201,559	3,447,457	34.9	22	1.4
山都町	1,094,475	8,296,213	13.2	36	1,116,574	7,115,300	15.7	39	2.5
氷川町	1,250,766	4,049,134	30.9	10	2,036,295	4,069,682	50.0	10	19.1
芦北町	1,455,330	6,663,441	21.8	18	1,431,480	6,096,467	23.5	32	1.6
津奈木町	471,356	1,927,591	24.5	14	681,173	1,962,673	34.7	21	10.3
錦町	281,094	3,024,207	9.3	41	1,430,000	3,240,464	44.1	14	34.8
多良木町	767,745	3,883,338	19.8	24	1,077,997	3,900,290	27.6	29	7.9
湯前町	382,943	1,904,907	20.1	23	830,401	1,873,089	44.3	13	24.2
水上村	1,002,856	1,754,478	57.2	1	823,349	1,701,698	48.4	11	▲ 8.8
相良村	397,209	2,200,425	18.1	29	1,177,368	2,083,422	56.5	5	38.5
五木村	712,213	1,413,185	50.4	2	595,019	1,297,793	45.8	12	▲ 4.5
山江村	802,521	1,861,973	43.1	5	815,918	1,856,496	43.9	16	0.8
球磨村	981,356	2,120,086	46.3	4	1,114,794	2,181,508	51.1	8	4.8
あさぎり町	1,718,204	7,136,020	24.1	15	5,636,922	6,302,506	89.4	1	65.4
苓北町	531,854	3,547,278	15.0	31	675,208	3,312,622	20.4	34	5.4
合計	70,917,108	459,782,458	15.4		100,458,979	509,797,942	19.7		4.3

総務省「地方財政状況調査関係資料」より作成

私たちの税金の使われ方を検証 桜町・花畠ウォッチング

新日本婦人の会熊本支部 社会保障・自治体部 正岡 やよい

4月3日、社会保障・自治体部のメンバーで再開発が進む熊本市桜町・花畠周辺をウォッチングしました。熊本市の上野美恵子市議会議員をガイドに、私たちの納めた税金がどのように使われているのか、しっかりと確認をしようと出発しました。

まず初めに辛島公園。趣のあった石畳は全部剥がされて重機で掘り起こされていました。若い人たちがスケボーを楽しみ、私たちも集会などによく利用していましたのでとても残念です。緑地化する費用に4億5,000万円の整備費が使われるそうです。



掘り返された辛島公園

次は隣の花畠広場。バスが通るため多額の費用をかけ頑丈な舗装がされていた道路は掘り返し、新たに舗装をして石を敷き直すそうです。掘り返して芝を植えたり舗装し直したりと、使えるものを壊し40億円もかけて整備されていました。さらに驚くことにこの花畠広場あらため「くまもと街なか広場」終日全面利用すると61万7,000円の使



上野市議より花畠公園完成後の説明を受ける



改修がすすんだ「街なか広場」

用料がかかるそうで、私たち市民は簡単には利用できなくなります。また、この広場の中にトイレ・休憩所・受付・倉庫が設置された「サービス棟」が建設されます。通常コミセンなどの建設は6,000万円でできるそうですが、なんとこの建物は5億2,000万円かかります。

次に熊本城ホール。メインホールは使用中で見学できませんでしたが、中ホール（シビックホール）や会議室が見学できました。たくさんの会議室があり最新の設備が設置されていました。しかし、利用されている部屋は数室。コロナの影響で多くの企業や市民も困窮しているのに、熊本城ホール管理者へ税金で3億7,000万円の補填がされます。怒り心頭です。

最後は熊本城見学通路から熊本城へ。見学通路は当初10億5,000万円の予定でしたが、最終的には18億円の費用がかかっています。

コロナ禍で市民は大変な生活を強いられているのに、桜町開発には湯水のように税金がつぎ込まれています。知らなかつたら「きれいになったね」

「便利だね」と思うだけでしたが、今回のウォッチングで公共事業の実態がよく見えました。すべての公共事業を否定するつもりはありませんが、必要以上の税金の投資を市民が望んでいるとは思えません。それよりもコロナ禍で廃業に追い込まれる市民の生業への補助や、少人数学級への予算に充てるなど、市民の暮らしと声に寄り添った税金の使い方を望みます。

読者のひろば



7回目の転居をしました！

益田 牧子（熊本市生活と健康を守る会会長）

私は、昨年12月熊本市営団地に転居しました。76歳になる夫は、「これが最後の引っ越し」と言いました。それもそのはず、何と45年前の結婚以来7回目の引っ越しでした。

①最初は風呂のない一間の住まい。長女が生まれ、銭湯に行くのも大変だと風呂のあるアパートに転居しました。②赤ん坊を抱えて、2階から1階の風呂に入るには大変なため、風呂のある一戸建てに引っ越しました。③第2子の長男が生まれ、近くの新築の県営団地に申し込み、3LDKの団地での親子4人の生活が始まりました。

④長女の小学校入学と同時に市議会議員になり、今度は「収入超過」と言われ、小中学校にも近い校区内の一戸建ての民間住宅に転居しました。⑤子どもが中学・高校になると、「個室が欲しい」と言い出し、4DKの家賃8万円の一戸建て・広い庭付住宅に転居しました。⑥熊本市が政令市となり、市議会議員を辞め、子どもたちも独立したため、近くの家賃5万円の棟割りの3DK賃貸住宅に転居しました。⑦夫と私の2人とも年金暮らしとなり、家賃の負担を減らそうと市営団地に応募し、3度目の挑戦で築33年の市営団地に入居しました。以上が、私の子どもの成長や、人生の転機・収入に合わせて変化した住まいの変遷です。「引っ越し貧乏」とは私のことだとつくづく思います。

今は、豊肥線の踏切に近い3階建ての1階・3DKの市営団地に住み、家賃が1万円ほど減りました。団地は、以前住んでいたところとも近く、知り合いも多く、「おかげが出来たよ」と届けたり、「餃子を作ったよ」などともらったり、楽しく交流しながら生活しています。生健会の班会も、広い団地の集会所を借りて、「冬物や夏物衣類バザー」を開いています。問題点は、エアコンが1台しかないので、これから暑くなるともう1台必要になること、トイレ・風呂などの入口に段差があること、風呂の追い炊き機能がないことなどです。同じ団地に住む知人からは、「黒カビが生えるが、天井が凸凹で、高齢者では掃除することができない」という悩みも聞いています。

折角市営団地に入居したので、他の市営団地や県営団地の入居者の皆さんとも連携し、市議団の

力も借りて、住みよい公営団地を作るために力を合わせたいと思っています。

高齢者の医療費負担を増やすのは妥当か

牟田 喜雄（くわみず病院附属平和クリニック院長）

75歳以上の高齢者の医療費窓口負担を、年収200万円以上の場合1割から2割へ増やす「高齢者医療費2倍化法案」が、自民・公明・維新などにより国会議員の数の力で強行されようとしている。現役世代と比較して負担の公平性をはかるというのが主要な理由のようだが、果たして高齢者の医療費負担は現役世代に比べて低いのであろうか。

そもそも現役世代は高齢者に比べて病気になる人の割合は低く、高齢になるにしたがって高血圧や糖尿病といった慢性疾患を発症し、脳血管障害や狭心症、心筋梗塞といった合併症を併発してくるものである。いろんな病気を重ねるほど医療費窓口負担も増えるのは明らかだ。

2019年度国民生活基礎調査によれば、3割負担の40歳代では医療費窓口負担が3.3～4.0万円であったのに対し、原則1割負担の75歳以上高齢者では6.4～8.4万円でおよそ2倍であった。現在でも重い高齢者の負担を更に増やせば受診抑制がかかり、病気の早期発見早期治療に反することとなり、重症化を招き医療費増大につながりかねない。医療費が足りないというのであれば、コロナ禍でも利益を増やしている大企業や超富裕層に負担を求めるべきである。

今度こそ国民を大切にする政治を実現しましょう

中山 清隆（益城町）

連続する2回にわたる大きな地震で、益城町は庁舎にも町民にも大変な被害を受けました。私の家も7度に傾き、前の家は無惨につぶれました。

この未曾有の災害に対し、国は何らの補償もせず、町は全国から寄せられた見舞金を一戸当たり5万円支給しました。しかし、この程度の見舞金では、ほとんど救済の役には立ちませんでした。しかも、家族の中には死者まで出たところもありました。

これが国民が被った被害に対する国の政治の姿でした。このような日本の政治の実態を私たちは絶対に許すことはできません。近く迫っている全国選挙で、はっきりとケジメをつける結果をつく

り出しましょう。

国民を救えない政治よさらば！

国民の一人一人を大切にする政治よこにちは！これが私たちの決意です。



メーデーで生活困窮者支援

5月1日、県労連などでつくる実行委員会は白川公園でメーデー集会を開催し、約100名が参加しました。

新型コロナの感染が拡大して1年が経過しましたが、安倍・菅政権の無為無策、逆行する政策によって医療は崩壊し、倒産・失業などにより生活困窮者は増えています。集会では、「コロナ禍だからこそ、賃上げ」を掲げ、大企業優遇ではなく、国民のいのちとくらしが最優先の政治・社会への転換をアピールしました。

また、当面する生活困窮を救済するのも「労働組合の使命」であるとして、集会と同時に食料配布と生活・労働相談も実施。来場者のアンケートでは、収入減が7割を超え、雇用と収入に困りご



とが集中。「消費税減税」や「支援金の拡充」などの経済的支援を求める声が8割にも上り、深刻な状況が浮き彫りとなりました。

渕上 和史（熊本自治体一般労働組合）

注目のイベント

危機を乗り越え、
いのちとくらしを支える自治体の役割
第63回自治体学校 in DVD +Zoom

7月17日(土)・18日(日)
・24日(土)・25日(日)・31日(土)

「講演DVD」の内容

＜記念講演＞

「コロナから何を学ぶか」

内山 節（哲学者）

＜特別講演＞

「コロナ禍2年目」

「地方自治をめぐる情勢と対抗軸」

岡田 知弘（自治体問題研究所理事長）

「分科会・講座等」について

Zoom開催・先着順となります。

お申込み

自治体問題研究所のHP、メール（info@jichiken.jp）、FAX（03-3235-5933）で7月2日（金）までにお申し込みください。

主催：第63回自治体学校実行委員会

（事務局：自治体問題研究所内）

2021年度総会・総会記念シンポ 変更のお知らせ

ご案内していました総会・総会記念シンポは、新型コロナの感染拡大を受け、6月6日は総会のみ、オンラインでの開催に変更します。

◇総会

ZOOMを活用したオンライン会議に変更します。日時の変更はありません。ZOOMの環境が整わない方は、コモン神水にてご参加いただけます。

・日時：6月6日（日）15時～16時45分
・会場：コモン神水・ZOOMの併用

◇総会記念シンポジウム

開催を延期します。新たな日程については、追ってご連絡いたします。

編集後記

菅首相の「最終的には生活保護」答弁で、コロナ禍での生活保護にスポットライトが当たりました。申請でのご苦労などよく聞いていたので、この機会にこの分野がご専門の阿部広美弁護士に寄稿いただきました。お忙しい中で、感謝です。（M）